

第119回奄美群島振興開発審議会

令和6年4月16日

【高橋課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、奄美群島振興開発審議会委員11名のうち、リモートでの出席を含め10名の御出席をいただいております。過半数の御出席となり、定足数を満たしておりますので、ただいまから第119回奄美群島振興開発審議会を開会いたします。

会場にて御参加の皆様におかれましては、お手元にマイクを御準備しております。御発言の際には、マイクのスイッチを入れて御発言をお願いいたします。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、御発言のとき以外は音声の設定をミュートにしてください、御発言の際には、お名前のお申出後に御発言いただきますようお願いいたします。

初めに、資料の御確認をお願いいたします。お手元に配付資料一覧がございますので、御確認願います。

資料1、「委員名簿」。資料2、「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律概要」。資料3、「令和6年度奄美群島振興開発関係予算」。資料4-1、「奄美群島振興開発基本方針（案）概要」。資料4-2、「奄美群島振興開発基本方針（案）」。参考1、「奄美群島振興開発特別措置法」。参考2、「新旧対照条文」。参考3、「附帯決議」。参考4、「前回の奄美群島振興開発基本方針」。参考5、「奄美群島の振興開発について」、意見具申。以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお知らせいただきますよう、お願いいたします。

なお、事務局説明では、資料を画面に共有いたしますが、通信状況によってはうまく共有できない場合もありますので、誠に恐縮ですが、念のためにお手元にも資料を御準備いただきますと、幸いです。また、本日の出席者につきましては、お手元の資料を御確認願います。

それでは、議事に先立ちまして、國場国土交通副大臣から御挨拶を申し上げます。國場副大臣、お願いいたします。

【國場国土交通副大臣】 ただいま御紹介いただきました、国土交通副大臣の國場です。本日は、石塚会長をはじめ、奄美群島振興開発審議会の先生方には、大変お忙しい中、御

出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

去る3月末に、当審議会の意見具申を踏まえた奄美群島振興開発特別措置法の改正法が成立をしました。これによりまして、振興開発の基本理念に沖縄との連携が掲げられまして、法の目的には、移住の促進が追加されております。

私も、沖縄県の出身でありまして、ちょうど10年前の改正案には、国土交通委員会の委員として質問させていただきました。この巡り合わせの中で、担当の副大臣としての今の立場があることに大変深い御縁を感じて、心から感謝をしております。令和3年には、世界自然遺産に同時登録をされております。環境、観光、生態系、様々な側面からも、奄美と沖縄の連携にしっかりと努めていきたいと考えております。

国土交通省という役所は、いろいろな省庁が合併してつくられておりますけれども、我々は国土庁という日本の国土の豊かさ、可能性、そういったものを最大限に生かす使命を持っております。かつて作家の島尾敏雄さんが「ヤポネシア」という概念を打ち出しておりましたけれども、やはりこの奄美、沖縄、琉球弧という南西諸島の持つ可能性というのは、非常に大きなポテンシャルがありまして、そこに魂を吹き込んでいくのが、この審議会の先生方の大所高所からの御指導であると、このように考えておりますので、どうか活発な御意見を賜りまして、この法律に魂を吹き込んでいただきたいと思っております。

今後とも地域と連携をしながら、奄美群島の振興開発に尽力してまいりたいと思います。先生方の御指導、御鞭撻を心からよろしくお願い申し上げます。冒頭の私からの感謝の言葉に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

【高橋課長補佐】 どうもありがとうございました。

國場副大臣は、この後公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(國場国土交通副大臣退席)

【高橋課長補佐】 これから議事を開始いたしますが、カメラ撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

これ以降は、石塚会長に議事進行をお願いしたいと思います。石塚会長、よろしく願いいたします。

【石塚会長】 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところ、また遠方のほうからも、こちらにいらしていただいて、どうもありがとうございます。

また、ウェブで参加されている委員の方々につきましても、御多忙の中、参加していただいて、どうもありがとうございます。

本日は、先ほども副大臣のお話にありましたように、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正が3月に通りまして、4月1日から施行されております。それに基づいて、奄美群島の振興開発基本方針を考えていかなければならず、それによって、これから令和10年度までの5か年についての開発の基本方針に沿って、いろいろな事業がなされていくということになります。

それについて、今日はまず御説明をいただいて、それについて皆さんからの御意見を賜りながら、この会議を進めていきたいと思っております。

今、日本の経済はなかなか大変な状況になってきております。そういった中で、昔よりもかなり格差が広がっており、都市と地方の格差が広がっているわけですが、その中でも、やはり離島というのは立地的に不利な側面がまだまだございます。そういった中で、奄美群島全体をどうやって活性化していくか。そういったところも、具体的な話を皆さんと共にこれから考えていかなければいけないわけですが、今日は、その法制について議論していきたいと思っておりますので、皆さんのそれぞれのお立場から御忌憚のない御意見を賜ればというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これから議事を進めていきたいと思っております。あとは座って議事を進めていきたいと思っております。

本日の議事につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正についてということと、それから奄美群島振興開発基本方針（案）について、この2つでございます。

3月29日に、奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立し、4月1日に施行されました。これを受けて、改正後の法律第4条第1項に基づいて、奄美群島振興開発基本方針を新たに定める必要がございます。この基本方針を定めるに当たりましては、同第4項の規定に基づいて、あらかじめ当審議会において審議を経なければならないというふうにされております。なので、今回作成された基本方針の案につきまして審議したいと考えております。

それで、まず行政のほうから、議事の(1)(2)をまとめて説明をしてもらって、その後、質疑応答という形で進めさせていただきます。それでは、議題(1)の奄美群島振興開発特別措置法の一部改正につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

【立岩特別地域振興官】 特別地域振興官の立岩です。本日はよろしく願いいたします

す。それでは、座って説明をさせていただきます。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律について、資料2を御覧いただければと思います。縦紙A4、1枚の資料2でございますが、まず青い枠の部分、背景・必要性について、先生方には、もう改めて申し上げるまでもないかと思っておりますが、奄美群島については、日本復帰から70年を経ておりますが、現在も本土との格差といったことが存在をしており、また、特に今後もその地域社会を維持していくためには、移住・定住の促進が必要であるが、住宅の確保等が課題になっているという現地の状況もございます。

こうしたことを踏まえて、令和5年度末、昨年度末で期限を迎えていた特別措置法を延長し、国による支援を継続することが必要と考えて、今国会に法案を提出したところです。

赤枠が、その法案の内容、成立した法律の概要となります。まず1点目は、法期限の延長ということで、法の有効期限を令和10年度末、令和11年3月31日まで5年間延長をしております。

そして2点目が、地方への人の流れの創出ということで、今回、奄美法の目的規定、ここに、先ほど副大臣からもありましたが、「移住の促進」といったことを追加して、また、それに関する配慮規定なども創設をしたところです。この法改正を踏まえて、矢印に書いてありますが、空き家改修などによる移住者向けの住宅整備等を支援してまいりたいと考えております。

それから、3点目が沖縄との連携強化でございます。地元の皆様からも強い御要望をいただいていたところですが、法の基本理念において、この沖縄との連携といったことを追加してございます。世界自然遺産への一体としての登録を契機としまして、沖縄との人流・物流の活性化。これをまた、この法改正を踏まえ支援をしていきたいと考えております。

4点目は、新たな課題等への対応ということで、まず配慮規定に関しまして、「遠隔教育」ですとか「情報通信技術の活用」といったようなこと等々を追加、充実させていただきました。また、独立行政法人の奄美群島振興開発基金について、よりきめ細かに群島の事業者の皆さんを支援できるように、現行の基金の業務、債務保証と融資業務に加えて、法律で事業者へのコンサルティング業務を追加させていただきました。

また、法律ではなくて政令になりますけれども、奄美基金に関しましては、大口融資が基本的に分蜜糖製糖業に限られていましたが、その大口融資の対象を、政令でもって拡充を図ったところです。

こうした法令改正によりまして、奄美群島への移住者数を、令和10年度には年度で3,000人まで伸ばしていくといったことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらは予算の資料になります。

資料3の1枚目、表がありますが、まず(1)のほうは公共事業ということで、我々国土交通省で一括計上をして、それぞれの事業所管のところから執行していくというような仕組みになっておりますが、令和6年度決定額で、トータルで182億円ほどを計上しております。

また、特に地元の皆様の創意工夫で、様々なソフトに使っていただく非公共事業、(2)のほうについては、令和6年度決定額が23億円余ということになっております。

資料3の次のページには、令和5年度の補正予算額。実質的には、この執行については令和6年度になってまいりますので、補正予算額で計上をした特に(2)のほう、非公共事業ですけれども、奄美群島振興交付金について6億円を計上しておりますので、本年度執行していく交付金の額が、合わせて約30億円といったようなこととなります。

この奄美群島振興交付金のメニューにつきまして、今年度、様々な拡充も図らせていただきました。次のページを御覧いただきますと、ポンチ絵になっておりますが、まず物資の輸送費支援ということで、畜産品を含んで、輸送費の支援をしていく。赤字の部分が、拡充部分になりますが、畜産品を含んで輸送支援をしていくということ。そして、その出荷先について、これまでは、鹿児島県本土に向けて支援していたわけですが、今般、沖縄向けの移出についても支援の対象に加えております。

同様に、航路・航空路運賃の軽減につきましても、奄美群島の住民の方が沖縄に行く、あるいは沖縄から群島に帰ってくるといったとき、その運賃についても、この交付金で割引支援をするということで新たに拡充をしております。

そのほか、農林水産業の振興ですとか成長戦略の実現に向けた支援ということで、もろもろの赤字部分、拡充をさせていただいています。

法改正の関係で1点申しますと、その成長戦略の実現に向けた支援のところ、関係人口の拡大及び移住の促進といったこと。これも今般追加しましたが、このメニューによって、空き家の改修等による移住者向けの住宅整備なども支援をしてまいりたいと考えております。

法律、それから併せて予算について御説明をさせていただきました。私からは以上とな

ります。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題（２）の奄美群島振興開発計画基本方針（案）につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

【伊藤企画調整官】 特別地域振興官付の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、奄美群島振興開発基本方針案について御説明をさせていただきます。まず、資料４－１を御覧ください。

こちらは基本方針の概要でございますけれども、まず振興開発の意義として、奄美群島は、領域の保全や海洋資源の利用、食料の安定的な供給等に重要な役割を担っていること。安全保障環境がより一層厳しくなる中、移住・定住の促進など地域社会の維持に資する取組を積極的に進めることが重要である旨記載しております。

また、豊かな自然環境の保全、多様で個性的な伝統文化の継承などにも重要な役割が担っていることから、地理的・自然的特性に即した振興開発を着実に進め、本土との格差是正や諸課題の解決を図ることが重要という旨を記載してございます。

次に、振興開発の方向として、大きく５つの柱を立ててございます。１つ目が、今回の法改正にもございました奄美群島の移住・定住の促進。２つ目が、自然及び文化の継承。３つ目が、稼ぐ力の向上。４つ目が、住民の生活の利便性の向上。５つ目が、社会資本の整備及び維持管理ということでございますけれども、それぞれの具体的な内容につきましては、後ほど本文に即して御説明をさせていただきます。

また裏側、２枚目を御覧ください。奄美群島の振興開発を図るための基本的事項として、産業、観光、交通通信など、各分野の取組を記載してございます。こちらも本文に即して、また詳細を御説明させていただきます。

最後に、奄美群島の振興開発に関するその他の事項として、奄美群島振興交付金の活用であるとか、奄美群島振興開発基金の取組、また関係者の連携について記載をしているというところでございます。

次に、各項目の記載内容について、本文のほう、資料４－２を御覧ください。資料の２ページ目からが本文でございます。

まずⅠ、序文として、昭和２８年の日本復帰以降、着実に振興開発を図ってきたというところでございますが、経済面・生活面で、本土との諸格差が依然として存在しているこ

とから、今回、奄美群島振興開発特別措置法が改正されまして、法の目的に、持続可能な地域社会の構築に向けた「移住の促進」であるとか、基本理念には、世界自然遺産登録を機とした「沖縄との連携」が加えられたという経緯を記載してございます。その上で、この基本方針というものが、法に基づいて、令和6年度を初年度とする5か年を目途とした計画であるといったことを記載してございます。

3ページからが、奄美群島の振興開発の意義及び方向というふうになってございます。まず1、振興開発の意義として、先ほど概要のほうで御説明させていただきましたように、奄美群島が、領域の保全であるとか豊かな自然環境、個性的な伝統文化などの国家的・国民的な役割を担っているということと、こうした役割を踏まえまして、地理的・自然的特性に即した振興開発を着実に進めて、本土との格差是正や諸課題の解決を図っていくということが重要である旨、記載をしてございます。

次に2、振興開発の方法として、まず今回の法改正も踏まえまして、諸施策の実施に当たりまして、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和を考慮するとともに、各分野において、沖縄等との連携を促進することを旨としなければならないということを記載してございます。

その上で、先ほど御説明させていただきました5つの柱を立ててございます。次のページからになりますが、4ページでございます。まず(1)、奄美群島への移住・定住の促進では、地域社会を維持していくため、移住者向けの仕事・住宅の確保や移住者を受け入れやすい地域コミュニティの形成を促進していくため、空き家の活用などを通じた、移住者の住宅の確保であるとか、農林水産業・ものづくり・観光／交流・情報通信業を中心とした雇用機会の拡充。特定地域づくり事業協同組合制度や奄美基金によるコンサルティングを活用した移住者などによる創業への支援、移住者と地域コミュニティの円滑な関係構築に向けた支援などに取り組むということとしてございます。

(2) 自然及び文化の継承では、国立公園・世界自然遺産である豊かな自然環境を保全し、生物多様性を増進するため、希少野生動植物の保護増殖であるとか、外来生物対策に積極的に取り組むということとしております。

また、沖縄とも連携し、観光の高付加価値化を進めるとともに、質の高いエコツーリズムを推進するということと、自然環境の保全と両立する持続的な観光振興を図るということとしてございます。また、奄美群島固有の文化を次世代に継承するため、地域学習や伝承活動、アーカイブ化などに取り組むこととしてございます。

(3) 稼ぐ力の向上では、奄美群島における所得の向上に向けて、農林水産業では6次産業化などの高付加価値化、また沖縄を含むさらなる販路の拡大、飼料や堆肥の自給による持続可能な農業の構築などを推進することとしております。

また、ものづくりにつきましては、次のページ、5ページにかかりますけれども、奄美黒糖焼酎の輸出促進であるとか、本場奄美大島紬の担い手の確保・育成を進めると。また、観光／交流については、沖縄や屋久島をはじめとした近隣地域との連携を通じて、観光誘客や観光の高付加価値化を促進すると。また、情報通信業については、情報通信基盤の整備やデジタル人材の確保・育成を図るということとしてございます。

(4) 住民の生活の利便性向上では、移住・定住の促進にも資するよう、奄美群島において生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災教育等の定住環境の整備を進めていくということとしてございます。

(5) 社会資本の整備及び維持管理では、既存施設の老朽化対策も含め、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行っていくということとしてございます。

次にⅢ、奄美群島の振興開発を図るための基本的事項でございましてけれども、こちら6ページ以降は、全16の項目について、具体的取組方針を記載してございます。

1枚おめくりいただきまして、まず6ページ、農業について、農林水産業の振興として、地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図るため、農林水産基盤の強化であるとか、台風に強い平張ハウスの整備や貯蔵倉庫等の整備による災害対策。また、6次産業化や、スマート農業の推進といったところを図るということとしてございます。

次に、地域資源を活用した商工業等の産業振興として、本場奄美大島紬や奄美黒糖焼酎等の在来の地場産業について、販路拡大、新商品の開発、担い手の育成等に対する支援などに努めるということとしてございます。

また、(3)の情報通信業の振興として、情報通信基盤の整備であるとか、コワーキングスペースなどの活用による企業の誘致や創業の促進などを図ることとしております。

7ページ、2の就業の促進に関する基本的な事項として、特定地域づくり事業協同組合制度や、地域雇用開発促進法に基づく雇入れ助成などの活用によりまして、地域の実情に応じた雇用機会の拡充を図ることとしております。

次に観光について、(1)世界自然遺産を生かしたエコツーリズムの推進として、質の高いエコツアーガイドの育成や計画的な受入れ環境の整備、また、一人当たりの観光消費額を増加させるための高付加価値な観光プログラムづくり。また、航空会社や旅行会社と連

携したプロモーションなどに取り組むということとしてございます。

次に(2)奄美らしい魅力を体感できる観光スタイルの構築として、8ページにかけて、奄美らしい魅力を体感できる質の高い観光スタイルを構築するための高付加価値で魅力的な観光コンテンツの開発であるとか、プロモーションの推進。また、地場産業と連携したコンテンツの充実、スポーツ合宿の誘致などを促進することとしております。

(3)奄美群島全体としての受入環境整備として、観光振興の効果を群島全体に波及させるため、群島各島が連携した観光振興の取組や島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努めるということとしてございます。

次に、交通通信の確保について。まず交通施設の整備では、道路、港湾、空港等の交通施設について、基盤整備及び老朽化・長寿命化対策を含めた維持管理を推進することとしております。

また、(2)費用の低廉化等では、次の9ページからでございますけれども、航空運賃の軽減について、今年度の奄美群島振興交付金の拡充も踏まえまして、鹿児島本土と奄美群島間に加えまして、沖縄と奄美群島間などの運賃軽減も実施するということとしているほか、また物資の流通に関しては、鹿児島本土向け及び沖縄向けの輸送費の軽減を図ることとしております。

(3)情報通信の確保では、そもそもの情報通信ネットワークの整備であるとか、また、先端的な情報通信技術を活用した住民生活の利便性向上などを図るということとしております。

次に5、住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項でございます。ここでは、生活基盤の整備につきまして、移住者向けの住宅整備、空き家の除却などにより、良好な居住環境の整備を推進することとしております。また、循環型社会形成のためのリサイクル等を促進することとしております。

次、10ページ。6、保健衛生の向上に関する基本的な事項でございますが、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりへの取組を支援することとしております。

7、福祉の増進に関する基本的な事項では、今回の奄美法改正での配慮規定の充実も踏まえまして、高齢者福祉の充実や、介護テクノロジーの導入による介護サービス従事者の負担軽減。また、児童福祉施設の整備などの子育て環境の充実や障害福祉サービスの充実などを図ることとしております。また、特に児童福祉につきましては、子供の貧困対策を推進し、子育て環境の一層の充実を図ることとしております。

8、医療の確保等に関する基本的な事項では、本土から隔絶した奄美群島において、医療体制の充実が極めて重要であることから、医師・看護師や病床等の確保、また、情報通信機器を活用した遠隔医療の充実などにより、必要な医療水準の確保を図るということとしております。

9、防災及び国土保全に関する施設の整備に関する基本的な事項では、また10ページにかけまして、防災に関する施設や設備の整備、防災上必要な教育・訓練の実施、また、救難・救助体制の整備を推進することとしております。加えて、台風など災害時の物資の備蓄などについても必要な検討を行うこととしております。

10、自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項では、希少野生動植物の保護増殖や外来生物対策に取り組むとともに、廃棄物等の排出抑制や環境の負荷の少ない農業の推進等に努めるということとしております。

11、エネルギーの供給に関する基本的な事項では、脱炭素などの観点に加えて、燃料購入による域外への資金流出の防止の観点からも、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの利用を促進するということとしております。また、石油製品の流通コストが本土と比べて割高となっていることから、ガソリン小売価格を実質的に引き下げのための支援などに努めることとしております。

次に12ページに入りますけれども、教育について、まず(1)、教育の振興では、公立学校施設の整備に加えて、文化・伝統等を生かした体験学習や郷土学習、地域課題等への関心を深める探求的な学習、またICTを活用した遠隔教育の推進等を進めるということとしております。また、今回の奄美法改正を踏まえまして、教職員定数の算定及び配置などに配慮することとしております。

(2)文化の振興では、郷土教育やイベントの開催、アーカイブ化、文化の保護・普及啓発活動などに取り組むとともに、地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との文化的交流に引き続き取り組むということとしております。

次に、13ページ。13、国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項では、世界自然遺産の登録地として、引き続き屋久島や沖縄と連携を図るとともに、離島留学、修学旅行や体験学習の場として群島をPRしていくということとしております。

14、奄美群島への移住促進に関する基本的な事項では、先ほども御説明したところでございますけれども、今回の奄美法改正を踏まえまして、持続可能な地域社会を構築するため、空き家活用等を通じた移住者向けの住宅の確保。また、成長戦略ビジョンにおける

「稼ぐ力」の重点分野を中心とした雇用機会の拡充、また、特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワークの提供であるとか、仕事・住宅・コミュニティに関する一体的な情報提供を行うための体制づくりなどを推進することとしております。また、永住者を受入れやすい地域コミュニティづくりなどを進めるということとしております。

15、人材の確保及び育成に関する基本的な事項では、14ページにかけまして、エコツアーや外国人旅行者へのガイドを行う人材等の確保・育成を推進していくこととしております。

16、関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項では、事業者、住民、NPOなどの地域が主体となった地域づくりを進めるとともに、奄美基金など、様々な関係者間の連携と協力により、共助による地域づくりを推進するということとしております。

最後にIV、奄美群島の振興開発に関するその他の事項でございます。まず、奄美群島振興交付金については、法律に基づきまして、この交付金を効果的に活用するということが必要ということとしてございます。

次に、奄美群島振興開発基金につきまして、今回の奄美法改正で新たにコンサルティング業務が追加されたということも踏まえまして、中小事業者に対する伴走型支援の充実を図るということとしております。

また、収支の改善に向けまして、協調融資における融資上限額の引上げであるとか融資勘定の現預金の運用等に取り組み、令和10年度までに単年度収支の黒字化を図ることとしております。加えて、今回新たに、基金は収支改善に向けた取組状況について、毎年度本審議会に報告することとしております。

15ページ。3として、振興開発計画のフォローアップに取り組むということとしておりますのと、4では、奄美群島の成長戦略に資するための連携体制の構築として、民間と連携した成長戦略の実現や持続的な地域づくりに必要な具体的方策を検討するための連携体制を構築するということとしてございます。

基本方針につきましては、以上でございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。ここまで、特別措置法の改正と、それから奄美群島振興開発基本方針（案）につきまして御説明をしていただきました。

これは、両方がリンクしているお話ですので、説明も一緒にしていただいたわけですが、けれども、これから皆さんから御意見や御質問を賜りたいと思っておりますが、これも、この措置法の改正のお話と、それから今後の基本方針について、一緒に皆様の御意見をお聞き

したいと思います。

それでは、この措置法の改正と基本方針につきまして、皆さんのほうから何か御質問や御意見がございましたら、お出しただければと思います。今の説明で、法改正の背景とか、それから、なぜそれが必要だったのかということは資料2に分かりやすく、ポンチ絵も含めて書かれてあります。そして、その下のほうに法案の概要について書かれています。それを踏まえて、この基本方針案ができていますけれども、それが資料4-2になり、それを作るに当たって、その前提となるものが、先ほどの最初のところにあった資料4-1で、それが、この方向性を示したもので、それを踏まえて行うための基本的な事項が、今説明された文章で書かれたもので、それをまとめたものが資料4-1の次のページの概要のところにとめられています。なので、基本方針案につきましての概要は、その前の2枚の資料にまとめられて書かれていますので、そういった形で読んでいただければと思います。

それでは、何か皆さんのほうから御意見等はございませんでしょうか。どうぞ。

【伊村委員】 おはようございます。沖永良部から来ました伊村です。よろしくお願ひします。

まず、沖永良部に住んでいる島民として、日頃、奄美群島の振興に御尽力いただきまして、ありがとうございます。

今回、一つが、輸送費の中に畜産関係も入れていただいて、ありがとうございます。2年ほど前ですけど、私は初めて参加させていただいたときに、畜産は今回の補助に入っていないということだったんですけど、やはり奄美の中でも、畜産は年間100億円の売上げある重要な農産物の一つなので、よろしくお願ひしますと言わせていただいて、今回初めて畜産が入ったので、畜産は、環境的にも飼料の高騰とか、仔牛の値段が下落して、本当に厳しい状況にあって、来る前にちょっと、令和5年度の売上げを新聞で見ると、二、三年前までは100億円あった売上げが、令和5年度は65.1億円。これは税抜きなので、税込みにすると70億円。30億円ほど売上げが減ってると。

僕のところも牛を54頭繁殖しているんですけど、正直言うと、厳しい。去年の売上げも落ち込んで、収支的に赤字という状況で、従業員もいるので、ここはちょっと資金調達しながら、多分、和牛自体の商品力は落ちてないので、今後、社会情勢が落ち着いて、農業の資材も落ち着いて、そして売れてきたら、きっと和牛は売れてきて、もう少し安定していくんじゃないかなと。あと3年ぐらいは辛抱しないといけないので、ただし、その間

に多分7割ぐらいに生産農家は減るんじゃないかと。周りを聞いても、もうやっぱり耐えられないのでやめていくという農家の、それで手放すという方が多いので、これ見ると、やっぱり畜産は、奄美の中では重要な産業だと思いますので、また引き続きよろしく願いしたいと思います。

もう1つ、ジャガイモについてですけど、中に地域のブランド化を確立していくというところでいうと、徳之島、沖永良部では、ジャガイモを結構生産してしまっていて、ただし、問題点の一つとしては、選果能力が不足している。実際に、今年、沖永良部の和泊町なんですけど、2月に1回、出荷停止。もう持ってこないでくださいというのが3日間。3月にも、農協さんが、これ以上は選果できないので3日間止めたというのがあります。

去年、話を聞くと、徳之島のほうでは、自分たちのところで選果できないで、長島町のほうにジャガイモを送って、長島町も生産地なんですけれども、そのときは選果場が休んでいるので、農協同士で連携してやっていただいて、すごい徳之島も喜んでいるという話を聞いたので、恐らく選果場は慢性的に不足しているかなと。というので言うと、我々もやっぱり、市場の価格というのは、1週間、10日でがらっと変わってしまうので、やはり適期に出荷できるというのが非常に一つのポイントになると思いますので、この辺の整備の助けもいただけたら非常にありがたいかなと思っています。

あと、沖縄との連携もありがとうございます。今回、私も沖縄経由で帰るんですけども、沖縄と沖永良部間の経費も安くなったので、沖縄に結構年4回ぐらい、これは病院に通っている部分もあるんですけど、やはりそういう部分で言うと、船よりも飛行機のほうが1日少なくて済むので、非常に助かってる。今後は飛行機を使って行けるので、本当にありがとうございます。

去年、マンゴーで言うと、実は台風の影響で13日間船が止まって、結構苦労したんですけど、去年の12月に、沖縄の石垣島のほうにマンゴーの研修会として、石垣島のマンゴー農家を見させてもらったんですけど、そのときに話になったのが、我々は、収穫して東京に送ると、3日後に冷蔵で東京のお客様に到着すると。それで、13日間出荷が止まって台風のときは大変だったと。石垣島はどうですかと聞いたところ、石垣島のほうでは、午前中に収穫して、夕方、宅急便屋さんが持っていったやつが、翌日の午後には既に東京のほうまで配達できるという意味でいうと、やはり流通の部分とかは沖縄すごい進んでいるなど。同じ離島でも、そういう意味でいうと、今回、沖縄との連携という部分では、これも沖縄を通しての流通というのを非常に今後活用していかないといけないかなと思うの

で、非常にありがたいことだと思っています。ありがとうございます。ちょっと取りあえずということで。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。ただいまの御意見につきましては、目次でいうと、Ⅲですかね。「奄美群島の振興開発を図るための基本的な事項」の「産業の振興開発に関する基本的な事項」の中の、特に農林水産業ですね。基幹産業である農林水産業の振興というところを、現場で活動しておられる委員から、こういうところもちょっと重視してやってほしいということでしたが、これにつきましては、何か事務局のほうからありますか。

【立岩特別地域振興官】 伊村委員、ありがとうございます。いろいろと御指摘、御意見いただいたかと思うんですけども、まず畜産の関係につきましては、今は非常にちょっと辛抱する時期だということでしたが、我々は今回、奄美基金の法改正に合わせて、新たな中期目標・中期計画というものをつくっていきまして、その中期目標・計画の中で、基金の使命について、これは群島の産業振興に貢献することであって、その第一の役割は、やはり群島の事業者の皆様へのセーフティーネットであるということをお記しております。こうした中期目標・計画に基づいて、しっかりと積極的な対応が図られることを期待しているものでございます。

それからジャガイモの選果場のお話については、従前からもお聞きしているところでございまして、実際JAさんなどでも、いろいろとお考えもあるやにも聞いております。ここは、また地元の自治体の皆様などもどういうふうな方針で臨まれるかというところを聞きながら、必要な対応については、我々は今回、奄美の交付金について、農林水産業について、従前は「生産性の向上」というメニューの立て方をしていました。ただ、先ほど説明は省かせていただきましたが、今回、令和6年度から、「農林水産業の振興」というメニューの立て方に変えております。これを生産性の向上から振興に変えることで、より幅広く奄美の交付金を使って様々なことを支援できるようになってございますので、またしっかり地元の声を聞かせていただければと思っております。

それから、沖縄との連携については、ぜひ御活用いただければありがたいなと考えております。マンゴーの出荷について、昨年度の台風6号で大分出荷が停滞してしまったということを踏まえまして、今回、備蓄倉庫、備蓄設備を整備するといったことについても、やはり交付金のメニューが充てられるように拡充を図っておりますので、またさらに沖縄と連携した流通経路、流通体制の問題などは、引き続き勉強させていただきたいと思いま

す。

以上でございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

【伊村委員】 ありがとうございます。

【石塚会長】 それでは、ウェブで三神委員から手が挙がっているということですので、三神委員、お願いしたいと思います。

【三神委員】 ありがとうございます。まず、文言に「コンサルティング」という用語が入ったことについて、大変よかったなという印象を持っております。以前に現地に視察に伺わせていただいたときに、事業者単位ではなかなか規模を拡大したりビジネスを高度化していくところが不足しているような印象も受けましたので、ここは大変反映していただいたのかなというふうに認識しております。

もう1点、沖縄との連携的な協力といった記述があったかと思うのですが、ちょうど今、世界に先駆けて、自然保護とビジネスの融合で日本が一番先頭を切ってるのはブルーカーボン分野なのです。前の委員会でも発言をさせていただきましたが、海藻のCO₂の吸収、藻場をつくるといった沖縄のプロジェクトや長崎大、瀬戸内海、県の単位だと岩手が比較的進んだことをやっておられますけれども、森林の吸収のクレジットに比べて、お値段が6倍ほどつくのです。

離島については、例えば今後藻場をつくるときに、インフラの今までの概念と違うかもしれないませんが、沖縄でちょうど開発されたコンクリートでさびない、海洋で練れる性質のものを海中に沈めて藻場をつくるというタイプのインフラ。売れる良質なブルーカーボンを育てるインフラも視点に入れ、セットにすることによって、例えば燃料費が高騰してもクレジット収入で相殺する等が考えられるのではないのでしょうか。Atlasという仕組みがこれからでき、世界経済フォーラムが主導しますが、どこが一体CO₂を出しメタンを出しているのが衛星でマッピングされ、誰でも見られるようになります。

こうなったときに、例えば、特に乳牛、畜産がメタンが多いと批判を受けたときに、「いや、そうではない」と開示できる必要があるわけです。例えば離島で作っているものは、既にブルーカーボンとの相殺があると説明をし、高い価格で売っていくというような戦略に基づいた仕組みをつくっていくべきだろうと感じております。こういった新しいインフラの概念も入れてはどうかと考えております。

もう1点。例えば水道に代表されますが、人口が縮小していく中で、なかなか水道のメ

ンテが難しいという議論の中で、既に能登半島の地震などで使われておりますが、完全自立分散型の、ほぼ99%レベルで雨水と生活用水を飲める状態まで循環させる新技術、設置も簡単なものに、自治体の遠隔地によっては置き換えが始まっています。

次の時代にどのようにサーキュラーエコノミーが進んでいくのかを離島が積極的に見せていける可能性も秘めているのです。ここでまた仕組みの融合を考えてみたいのですが、例えば福岡など創業特区で今いろいろやっていたらいい。先端的な次の時代の住まい方、特に島の問題解決は、離島の世界共通の問題でもあるので、起業優遇措置を与える、起業特区にする、国内版のデジタルノマド特区として離島エリアで問題解決ビジネスをつくる場合は税制の優遇をするといった、システムにする必要があると考えます。

個別具体的なことは法律に書きこむのは難しいかもしれませんが、例えば補助金のつけ方を、システムを想定していただけるといいのではという印象を受けました。

取り急ぎ、以上になります。ありがとうございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。ただいまの御意見につきましては、いわゆる循環型経済と言われますけれども、そういった観点というのもこれから重要になってきて、とりわけ自然資源が非常に豊富な奄美群島群においては、そこを損なわないような形で経済の成長も考えていかなければいけないので、そういった視点も必要なのかなと思いますけれども、ちょっと具体的な話がいろいろありましたが、これにつきましては、何か一言ございますか。

【立岩特別地域振興官】 三神委員、御意見ありがとうございます。まず、1点目のコンサルティングのお話は、まさに先生が以前の審議会でも、群島の中の事業者と、それから国内のスタートアップ企業などの技術を組み合わせるとか、そういったマッチングも図れるといいというような御指摘をいただいていたので、そうしたマッチングなども念頭に今般追加をした業務になります。

それから、環境に配慮した循環型の様々な仕組みを構築していくということを非常に重要だと考えておまして、例えば、能登半島で水道水というか、飲み水について、いろいろと活躍をされた企業で、WOTAという企業がございますが、そこからも一度ヒアリングをさせていただきます。やはり島などで、そういった機器の導入が進むことは十分可能性として、先進的なモデルとしてあり得るかと思っておりますので、そうしたことも我々はしっかり捕捉しながら、また、それを今般拡充した交付金の中で、DXなどの観点を入れた取組に関しては、より交付率を、通常10分の5のところを10分の6にして支援をして

いくというようなことになってございますので、またいろいろと御地元の御要望も踏まえて我々も支援できるところをしっかりと支援していきたいというふうに考えております。

【三神委員】 ありがとうございます。ちょうどWOTAのことを想定していたので、ヒアリングされたので安心しました。ありがとうございます。

【石塚会長】 では、よろしいでしょうかね。それでは、ほかに。では、どうぞ。

【藍場委員】 藍場でございます。よろしく願います。

私も伊村委員と同様に、2年前からこちらの審議会のほうにお世話になっていますが、この2年間の議論、特に昨年度の意見具申の内容が今回の基本方針に非常に色濃く反映されているという印象を受けました。

そういった意味では、全体的に総論として異論はない、という前提でスタートさせていただきます。今回、法改正もあり、沖縄との連携以外に、奄美基金につきましても、いろいろなツールを御準備いただいたと理解をしています。これまで私も、奄美基金という政策金融機関につきましても、公益と収益の両立が必要だとお伝えしてまいりました。公益という役割を果たすためには、一定の収益がやはり必要だと。その一定の収益を確保することによって公益としての役割の充実を図ると。こういった形でうまくサイクルが回っていけば一番いいと考えていますので、今回、手段として大口融資の対象の緩和とか、融資の剰余金の運用とか、そういったものがツールとして揃ったということに対して、令和10年度の単年度収支の黒字に向けて、それをどういうふうに活用していくのか、といったところの具体的な議論がなされていくと思いますので、そのところについては、私も御協力できるところはしていきたいと思いますので、よろしく願います。

また、今回の基本方針に沿って、いろいろな計画をつくられていく交付金につきましても、振興計画につきましても、進められていると思います。以前申し上げたことがあるかもしれませんが、途中で定点観測をすることでどこまで達成しているかといったことを確認していく必要があると申し上げたんですけれども、そのときには、定性目標だけではなくて定量目標を立てたほうがいいですよという点と、その定量目標を確認するためのエビデンスといったものが必要になってきますので、スタートする計画の段階から、何をエビデンスにして目標を設定するといった点を明確にされていくといいと思います。

その中で、成果目標の発表となりますと、あれやった、これやったというような、やったことについての発表が多くなりがちになるんですけれども、こういったことをやったけれども、ここまでは達してない。なぜならば、こういった事情があったから。じゃあ、そ

れをどう改善していきましょうか、という次の工夫に展開していけるような議論をできるようにしていくのが一番いいのではないかと考えております。

また、非常に印象的だったものが2点ございまして、環境のところでは、循環型社会の構築といった点につきましては、皆さんも御案内のとおり奄美群島は離島でございますので、これについては、いや応もなくということになるかと思っておりますけれども、ぜひともこの循環型社会の構築といったものは進める必要があると思っております。

文中にリサイクルの話が少し出てきたかと思っておりますけれども、皆さんも御案内かもしれませんが、同じ鹿児島県の大崎町はリサイクル日本一といったものも何年も続けています。このように同じ県内に参考になるところがあるということもございまして、いろいろな事例を参照しながら、住民の意識を変えるとといったところも非常に重要かと思っておりますけれども、こういった形でぜひとも進めていっていただきたいと思っています。

また、併せて重要な点が観光振興だと思っておりますけれども、観光振興の共同での取組といった場合に、ついついやりがちなのが、同じタイミングでそれぞれがばらばらにキャンペーンを張るというケースが非常に多く見られます。そこはそうではなくて、できれば自分たちの特異性だけではなくて、ほかの島との共通点を見つけながら、こういうような形で巡ると、もっと魅力が増しますよとか、そういった提案型の協働というのが非常に望ましいと思っていますので、私は有機的なつながりのある連携といったものをぜひとも実現していただきたいなと思っています。

私のほうからは以上でございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。最初にお話がありましたように、今回のこの基本方針案につきましては、前回、振興開発についてという意見具申をしたわけですが、それがかなり反映されているという意味では、よくできているかなというふうに思います。

皆さん、参考資料5にそれが載っておりますので、それと比べると、かなりそれが反映されていてよかったなと思っておりますが、それでも、これからいろいろ事業をやる上では、それがどの程度達成できているかというのはチェックしていかないといけない。進捗状況のチェックですね。これはどこでも今やらなければいけないわけですが、それを定性的、定量的な評価をするわけですが、往々にして、達成度がまだ足りないといったときに、これは足りないから、もっと努力しましょうねで終わるということではなくて、なぜそうなっているかというところの追及というか、検討も必要なのではないかということで、こ

それは今後の話になりますけれども、そういったところも注意してやっていったらということだったと思います。ほかにもいろいろありましたけど、何かございますでしょうか。

【立岩特別地域振興官】 藍場先生、ありがとうございます。まず1点目、基金のお話は、ぜひこれからもいろいろ御助言をいただければありがたいと思っております。

それから、しっかりと定点観測をしていくために、定量目標とまたエビデンスといったこと。これをPDCAで回せるようにという御指摘につきましては、前々回の審議会で、広域事務組合が策定しているビジョンの御紹介があったかと思いますが、この3月に、そのビジョンの実施計画というものがまた広域のほうで策定をされております。その中で、様々な指標が、まず定量的に示されておまして、加えて、我々の基本方針の後、今度は鹿児島県さんで振興開発計画を策定されます。そこにも様々なそういった定量的な目標といったものが書き込まれていくのではないかと考えておりますので、またそうしたものを踏まえて、しっかりとウオッチしていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、循環型社会の構築に関しては、リサイクルのお話で、大崎町のことなど、我々もしっかりとまず把握をさせていただきたいと思っております。

観光振興につきましては、この3月だったかと思うんですが、広域事務組合のほうで、「観光のしまづくりプラン」という群島全体のプランを策定されています。観光の有識者の方へのヒアリングであるとか、あるいは来訪された、島に来られた方々へのアンケートなども活用して、それぞれの島の強み、相違、そういったところも意識して策定をされておりますので、これをしっかりと実施していくこと。具体の取組にさらに落とし込んでいくといったことが重要だと考えておりますので、引き続き国としても支援をしてまいりたいと思っております。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

【藍場委員】 はい、ありがとうございました。

【石塚会長】 それでは、ほかに。では、どうぞ。

【海津副会長】 まずは取りまとめ、ありがとうございました。いろいろな議論が、形になってきたと感じました。

2点、指摘させてください。「移住」と「観光」についてです。まず移住についてです。現在、奄美群島の移住政策と移住の実態を研究しております。いろいろと見えてきたところがあります。資料中で移住・定住と書かれているんですけど、奄美は多拠点居住の方が増えているのではないかという感触を得ています。それと地域的な偏りがかなりありまし

て、空港に近いところに移住者が集中するということがあり、家賃が都市圏並みに高くなっているようです。ざっくりと「移住者を支える」と書いてありますが、どういう移住者をどう支えるのかを計画の中では考えていく必要があるだろうと書いているところです。

それと、都市計画区域ではないということも理由になっていると思うんですけども、建築物が乱立するというか、自分で建ててしまうという物件もあるようです。建設に関するガイドラインや景観上のコントロールについて、検討する必要があるのではないかと思います。

その一方で、移住政策を設けても移住者が入ってこないとか、集落のいろいろな課題を抱えていて、子供の人数が減ってしまっているところもあつたりもしますので、移住政策とコミュニティの維持を結びつける戦略が欲しいと思っています。資料3の5辺りでしょうか。

次に観光に関してはエコツーリズムについての重要性をたくさん書いていただいておりますがたいなと思っています。国内でも奄美のようにガイドの養成に手厚くサポートをしている地域というのはなかなかないので、ぜひ続けていただきたいと思っています。認定されたガイドさんが3桁になっているというところで、ガイドさんの活用のステップに来ていると思います。選ばれるガイドを作ることから、選ばれるプログラムを作っていくこと。それによって、奄美が呼びたい観光客を海外含めて呼べる地域になっていくということだと思います。認定制度のその先を考えていく段階にあると思っています。奄美の方々ともいろいろ話し合っているところです。

それと、観光についての記述で気になるのが、「高付加価値化」という言葉です。観光庁の事業でも盛んに使われている言葉ですが、これをどう捉えるか。「高価」と読みかえてしまうと、落ちるお金が高ければいいと思われてしまいがちですが、そういう意味合いではないですね。奄美でなければ体験できないや、奄美だから学べること、訪れた人が、奄美に来て本当によかったと思うこと、付加価値の高い旅だったと思ってくれることが「高付加価値」のはずです。それを売る側が言っちゃいけない。旅人にとって価値のあるプログラムは一体何だろうという視点で捉えたほうがいいというふうに思っております。

観光客の増加は、それに伴う廃棄物や供給処理の問題を生みます。観光振興に付随するいろいろな諸課題をどう解決するのか。検討し、必要な措置を講じた上で、持続可能な観光地となって、グリーン・デスティネーションズにも選ばれていく。そんな目標を描くことが、奄美の観光を向上から振興へと引き上げるだろうと思います。

以上、2か所についてコメントさせていただきました。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。今の御意見は、一つは移住のお話でしたけれども、それも、かなりいろいろな形態が出てきていて、どうやってそれに対応していくかということと、それから、観光についても、観光というのは、そこに力を入れると、どうしても環境とのトレードオフになってしまうという部分があるので、その部分をどのように両立させるのかということも実際に計画を進めていく上で重要なことというお話だったと思うのですが、これにつきましては、何かありますか。

【立岩特別地域振興官】 海津先生、ありがとうございます。

まず、1点目の移住の関係についてですが、ぜひまた、私もその先生の調査をよく勉強させていただきたいなと思います。お話にございました多拠点居住ですとか、そういった動きが出ていることをとらまえて、地元でも、これまで「奄美群島UIOターン支援協議会」といったものを「奄美群島移住・二地域居住促進協議会」というように名称を改めて、前回御紹介いただいた、IMALUさんのような方などもその発信力として連携して進めていくというようなことも聞いてございます。ただ、様々そこに関連しての課題があることも事実ですので、よりよい形での移住者の増加のさせ方、受入れ方、こういったものは、我々も引き続き地元と一緒に考えていきたいと思います。

それから、観光の観点で、しっかりとエコツーリズムを進めていく上で、まず、単に高価なものを売ればよいということではないというのは、御指摘のとおりと思っております。なので、例えば観光庁の事業などで、いろいろなコンテンツの造成を地元と一緒にやっている中では、大島紬の泥染め体験などを奄美に来て、だからこそできるコンテンツとしてうまく組み込んだツアーがつかれないとか、そういったことを地元のほうとも一緒に考えられているところですので、奄美ならではのコンテンツというものをしっかり磨き上げを進めていきたいと、我々もそこに支援をしていきたいと考えております。

その他、観光の諸課題について、当然、作用・反作用的にあらうかと思っておりますので、しっかりとそういったところは注視しながら取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方から何か御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

【小池委員】 すいません、小池です。

沖縄との連携について、非常に具体的な内容が盛り込まれていて、これまでなかったこ

となので、非常にありがたいと思っております。

その中で、少し気になったところがあります。資料4-2の3ページ。「振興開発の方向」の下から2行目のところですが、沖縄などとの連携を促進するという記述の後に、「また、他地域との交流や島外からの投資」という言葉が入っているかと思えます。島外からの投資は、これまであまり奄美には起きてこなかったことだと思いますので、島外からの投資を今後、受け入れていくに当たって、先ほど海津先生のほうからも、地域の景観とか、開発のどこを開発して、どこを開発しないかという地域側のルールをきちんと持ったうえでできると良いと思います。

特に沖縄との連携というのは、良い事もありますが、悪い事ももちろん起きる可能性があると思います。沖縄県の消費額について、令和4年度の観光統計データをざっと見ると、観光消費額は、国内客が約3泊して、沖縄までの往復の交通費を抜いた金額は、約10万4,000円が平均の消費額になっています。旅行者が消費する金額を地元としてどのように把握していくのか、観光でどれくらいの消費額を目指すのかという数値目標を持ちながら、開発や投資が全部つながってくるのだと思っています。大規模な投資が突然入ってきて、奄美群島の島々があつという間に開発されて変わってしまうことが一番恐ろしいことだと思います。その結果として、地域の価値も下がってしまう可能性が高いので、記述にある島外からの投資というものは、悪いことではないのかも知れませんが、地元として、きちんとそれに対して考えを持っておく必要があると思っています。沖縄との連携では、すごいなというところと、こうなつてはいけないというところを、地元の人も把握しておくべきだと思いました。

あともう一つ、高付加価値の観光という記述がたくさん出ていますが、昨年度かその少し前から、インバウンドのお客様向けにアドベンチャーツーリズムという具体的な取組も随分進められていると思います。

アドベンチャーツーリズムでは、異文化体験について割とよく言われていますが、観光でもそれ以外でも文化の継承ということが非常によく耳にしますが、文化をどう活用していくのか、何を守って何を活用していくのかを文化についても、地元としての方針や計画が必要ではないかと思っています。約14年前に、奄美市、伊仙町、宇検村で歴史文化基本構想を作っていました。

文化庁の事業で、国内20か所のモデル地域が選定されて、この当時は、複数自治体で計画を作ったところが奄美だけでしたが、その後、作った歴史文化基本構想はあまり進ま

なくなってしまう、現在に至っています。今は取り沙汰されなくなっています。が、歴史文化基本構想のような、文化をどう活用していくのか、どう守っていくのかということは、観光だけではなくて、住んでいる人や住んでいる人の子供たちの教育にも直結してくることだと思いますので、奄美群島の12市町村で、もう一度、歴史文化に関わる計画をきちんと考え直していくタイミングではないかと思います。奄美群島の観光島づくりプランも策定されたというお話がありましたが、その計画の基本になるものとしての文化の捉え方を地元として考ていく必要があると感じています。計画をつくるのか、住民向けの意識づくりをするのか、等の具体的な方策は、今後考えればよいと思います。

以上です。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。今のお話では、島外からの投資というのが両面いろいろあるということですね。もちろん投資が増えるということはいい面もありますが、その地域が、それによって損なわれていくというケースもないこともないので、ここは「地域と共生し」というふうに書かれているので、その辺は十分に考えられていくと思いますけれども、その辺のところも今後課題になるのかということと、それから文化、歴史文化についての、奄美群島全体での構想がどうなっているのかということの御質問だったと思いますけれども、何かございますでしょうか。

【立岩特別地域振興官】 まず1点目の島外からの投資といったような記載については、まさに先生の御指摘のとおり、そういった乱開発のようなことだったり、地域に本来そぐわないようなものが一気に進んできてしまう。そのようなことは十分気をつけなければいけないという趣旨でここに書かせていただいていますので、具体的にまたそれぞれ地元において、どういったやり方でそれをうまくコントロールしていくかといったところは一緒に考えていきたいと思っています。

なお、観光消費額はどれぐらいを目指すんだというようなお話もございましたが、やはり沖縄の10万円というのは大きいなと思ひまして、今、奄美の場合、2022年度直近値として取れるところ、1人当たり観光消費額が6万8,975円で、これを2028年度には8万5,000円ぐらいに伸ばしていきたいということがビジョンの実施計画のほうで、今、群島の12市町村で定めているところになります。

それから、文化の観点についてですけれども、今回、いろいろと実は交付金のメニューを拡充した中で、これまで全く入ってなかった教育及び文化の振興といったメニューを新たに設けてございます。説明はそこも省かせていただいていたんですけど、教育・

文化の振興ということを奄美の交付金で支援をできるようにしましたので、またこういったものをしっかり、しっかりというか、うまく活用いただいて、先生が御指摘のようなどころも対応していければいいのではないかなと考えております。ありがとうございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ。

【伊村委員】 伊村です。もう1点お願いします。

資料4-1の裏面の「奄美群島の振興開発に関するその他の事項」の中に、今回は、「奄美群島振興開発基金は、その業務を通じて群島の産業振興に貢献するとともに、令和10年度までに単年度収支の黒字化を図ることとし」と書かれてあるんですけど、1か月、2か月ほど前に、こちらの奄美群島振興開発基金さんの状況とかいろいろ見させていただいて、本当に厳しい経営だなというのが僕の思いでした。

今回の法改正により、経営をよくして黒字化を目指すということだったと思うんですけど、僕自身も、2年ほど前、奄美群島振興開発基金から支援させていただいて、当時、ジャガイモの値段がまた暴落して、300万円ほど資金調達させていただいて、おととしか、中古のいいトラクターが出てきたので、そのときも活用させていただいて、その都度その都度、いろいろ活用させていただけるので、非常に今後、より使いやすいというか、資金調達しやすい基金さんであつたらいいなと思うんですけど、「令和10年度までに単年度黒字化を図ることとし」と断言している部分が、ちょっとここまで大丈夫かなと。今回の法改正によって、いろいろメニューを増やして新しいことができるということで、非常にあれですけど、もしこれを書いて、令和10年度に黒字化できなかつたら、これが何か、もし変な方向に動くと嫌だなと思うんです。僕も今後、やはりこの基金さんがあって、農家としては活用していきたい。

今回やっと、多分畜産農家も非常に厳しい状況で、今のところ、日本政策金融公庫さんがいろいろ手を差し伸べているので、私も多分お世話になると思うんですけど、そういう形でやっぱり日本政策金融公庫さんと奄美群島振興開発基金さんがあると心強いので、できるだけ令和10年度に黒字化して、いい関係ができたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【石塚会長】 では、ちょっとその辺、お願いします。

【立岩特別地域振興官】 今、伊村先生がおっしゃったとおり、奄美基金の存在というのは、奄美群島の事業者の皆さんにとって非常に大切なものだというふうに我々も考えて

おります。そういったところは、今回、この基本方針に先立って、奄美基金のこれから5年間の中期目標、それから中期計画を策定するに当たって、政府の中の話ですけれども、総務省の行政管理局といったようなところとも十分相談をして、しっかりと基金として業務をやっていくために、この目標を掲げて取り組んでいこうという話でございますので、我々も精いっぱいそれができるように、基金の方々とも引き続き検討を重ねて取り組んでまいりたいと考えております。

また、もしかするといろいろと教えていただくこと出てくるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

【石塚会長】 よろしいですか。

それでは、ウェブのほうで西委員が手を挙げていらっしゃるの、西委員、お願いします。

【西委員】 西でございます。移住促進、沖縄との連携という2本を柱にして、とても分かりやすい改正奄振法が成立したという印象を受けておりますので、特に異論はないんですけれども、ちょっと感じていることをお話しさせていただきます。

まず二地域居住なんですけれども、10年ぐらい前に、私の友人から神奈川県と奄美の二地域居住をしていると聞いたときには非常に驚いたんですけれども、今後、そういったことというのは当たり前になっていくのかなと感じております。ですので、その先駆者の声を届けていただければ、今後もっと移住者や二地域居住者が増えていくのではないかなと感じます。

それから、数年前に「関係人口」という言葉が生まれましたが、コロナ禍において、在宅勤務でいいよというふうになったときに、会社に行かなくていいのであれば、おじいちゃん、おばあちゃんが住んでいる、昔、両親に連れていってもらった奄美で在宅勤務をしたいということで、コワーキングスペースへの具体的な問合せがあったということをお聞きしております。関係人口って、私は孫世代が今後キーワードを握っているのではないかなと思っているんですが、ターゲットを絞ってアプローチしていただくことによって、またそういった人たちが増えていくのではないかなと感じます。

現在、インバウンド船旅振興制度を利用したAラインと、トッピーとロケットで行く「どんどん鹿児島」というプランがございまして、沖縄発、奄美発の2024年度の屋久島寄港は15航海が予定されているそうです。私もそうですけれども、鹿児島発着じゃないといけないと思込んでいる人は、外国人旅行者にも結構多いと思います。ぜひこういった

機会があるということもPRしていただければ、口コミでどんどん広がっていくのではないかなと思います。

最後に、先日、徳之島の黒糖焼酎で「南の島の貴婦人」というのを飲ませていただいたんですが、ボトルも透明ですごくおしゃれで、黒糖焼酎というのはどんどん進化しているんだなというのを私自身が感じた次第です。黒糖焼酎の名前の由来をひもとくと、もともと奄美では、黒糖焼酎は「泡盛」と呼ばれていたのが、沖縄の人からのクレームもあって、名称が「黒糖酒」になって、最終的に「黒糖焼酎」という名前になったそうなんです。

なので、今回せっかく沖縄との連携というのがうたわれているので、先祖返りじゃないですけども、泡盛と黒糖焼酎を一緒にもっと広めていくみたいな、どうせ連携するならば焼酎も一緒ということ、そういった方面でも御活用していただければ、もっともつと連携の輪が広がっていくのではないかなという、そんなことを感じました。

私からは以上でございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。ただいまの御意見は、移住と沖縄との連携というところが、今回非常に特徴的なのですけれども、それに当たって、これまでに移住をしてきている人、あるいは二拠点居住している人たちの意見を聞いて、どういうところに課題があるかとか、これはよかったということを知りたいのではないかなということと、それから離島間、種子屋久、沖縄との連携で、観光を含めた、さっきは焼酎の話で、紬の産業についてもそうですけれども、そういったところの連携をもう少しやっていたらどうかということでしたが、これにつきまして、事務局から何かありますか。

【立岩特別地域振興官】 西先生、貴重な御意見ありがとうございました。御指摘の内容は、それぞれごもっともかと考えておまして、実際に具体的に施策を展開していくに当たって、恐らくいずれも行政だけではなかなか難しいのかなと、今の御意見をお聞きして思いました。しっかりと民間の主体と連携をして進めていくことが特に重要な分野だと考えておりますので、引き続き地元の自治体の方々だけでなく、様々なプレーヤーと連携が図れるように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それであると、齊藤委員のほうから手が挙がっていますので、よろしく願いいたします。

【齊藤委員】 ありがとうございます。中京大学の齊藤でございます。説明ありがとうございました。

この奄美群島振興開発基本方針というところにつきまして、その方向性とかについて十

分理解をしたところでございます。ここの中に言葉としては出てきていませんが、やはり奄美群島のよさ、固有の文化ですとか自然、そして、それらを住民生活と調和した形で、やはり持続可能な形で振興していこうというような思いというところは感じたかなというふうに思っているところです。

一つ、移住ですとか定住というところに加えて、二地点居住とか複数地点居住みたいな話が出てきておりました。私は専門が地方財政ですので、やはり気になる場所としては、そういった形で複数居住をしたとき、来訪者によって公共サービスとかのコストがかさむと思うんですが、そのときに誰がその負担をするのかというところも今後課題になってくるのかなというふうには思っております。

皆さんも御存じのように、今、日本の地方税法上では、住民税等、複数居住といったところには対応しておりません。そういうところから、やはりそういった公共サービスへの対価みたいなところというところは、今の税制ですと対応できていないところで、ふるさと納税等を使ってというところはあろうかとは思いますが、そういったところに対するコストというところも今後考えていかなければいけないのかなというふうに、これも奄美群島だけにとどまらず、ほかのところでも複数居住をやっているところがあるかと思えますけれども、そういったところにすごく最近に関心を持っているところでございますので、こういったところで、一つ複数居住というところも出していますので、今後そういったところのコストを誰がどういうふうに負担をしていくのかといったところも重要な観点かというふうに思っております。

今回のここに入るというわけではないかもしれませんが、やはりそこも念頭に置きながらうまくやっていただくことが望まれるかというふうに思っておりますので、またよろしくお願いたします。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございます。複数居住等を行う場合には、そのコストをやっぱり考えなければ、財政学の御専門だということで気になる場所だと思います。その辺のところも多分考えられていかれると思うのですが、それについて何かありますか。

【立岩特別地域振興官】 齊藤先生、大変重要な御指摘ありがとうございます。先生がおっしゃるとおり、二地域居住であるとか多拠点居住の生活者が、行政に対してフリーライドをする懸念といったものはやはり言われているところでして、また先生からの御指摘

の中にもありましたが、それを今の税制で対処できるかというところ、なかなか難しいところがあるかと。ふるさと納税の活用といったことも考えられるわけですが、これについては我々も引き続き検討をしていきたいと思っておりますし、地元においても、様々な工夫が図られるところかなと考えております。地元の自治体の皆様とも、その辺はよく議論していきたいと思っております。ありがとうございました。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、あと委員で、塩田委員と高岡委員のほうから、この法制につきまして、何か御意見がございましたら、お二方には、後ほどまた御挨拶もお願いいたしますけれども、この法制につきまして、何か御意見がございましたらお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですかね。それでは、皆様から今、いろいろな御意見が出てきて、今後検討していく上で非常に参考になるというお話でした。

今までここでやってきた御議論を踏まえまして、審議会としての答申のまとめに入りたいと思います。今、皆様からいろいろ御意見賜りましたけれども、修正を要するという部分はないような気がいたしますので、この案自体を当審議会の意見としたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【石塚会長】 よろしいですか。どうもありがとうございます。それでは、そういった形で進めていきたいと思っております。

皆様方の貴重な御意見、本当にありがとうございました。まだ言い足りない、あるいはこういうこともあるよということがこれから出てくるかもしれません。本日は時間の関係もございますので、さらに御意見や御質問がございましたら、後ほど事務局のほうまでお申しつけていただければよろしいかと思っております。

それでは、ここで塩田鹿児島県知事、それから、高岡大島郡町村会長、それから安田広域事務組合管理者、藤井奄美基金理事長から発言を求められていますので、順にお願いしたいと思います。

それでは、まず塩田鹿児島県知事のほうからお願いしたいと思います。では、よろしくお願いたします。

【塩田委員】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

奄美群島の振興開発につきましては、日頃から審議会の委員の皆様、国土交通省及び関

係省庁の皆様には格別の御指導、御支援を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

奄美群島振興開発特別措置法の延長につきましては、皆様方の御理解、御尽力によりまして、去る3月29日に改正法が成立しました。この改正法につきましては、鹿児島県が実施いたしました奄振総合調査を踏まえ、関係の国会議員、県議会、地元市町村等と一体となって国に要望してまいりました、沖縄との連携をはじめとする内容が反映されており、奄美群島の自立的発展を図る上で大変意義深いものと考えております。

また、奄振交付金につきましては、国の令和6年度予算において23億7,400万円が確保され、地元から要望のありました輸送コスト支援事業や航路・航空路運賃軽減事業の拡充などについて特段の配慮をいただき、重ねて感謝を申し上げます。鹿児島県といたしましても、本日御審議いただきました基本方針が策定され次第、速やかに新たな奄振計画を策定し、着実な事業等の推進に努め、奄美群島の振興開発に一層全力を尽くしてまいります。

引き続き、審議会の委員の皆様、国土交通省及び関係省庁の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、誠にありがとうございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして高岡徳之島町長からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【高岡委員】 おはようございます。今日は、鹿児島市内においてどうしても欠席ができない会議がございまして、ウェブ会議での参加となりました。対面での参加を何とか検討しましたが、かないませんでした。残念でなりません。

今回、奄美群島振興開発特別措置法の改正に当たっては、衆議院、参議院とも全会一致での改正法案が可決されましたことに心から感謝を申し上げます。奄美群島振興開発審議会の委員の皆さん、そしてまた、森山裕自民党奄美振興特別委員会委員長をはじめとする国会議員の皆さん、所管となっております、先ほど御挨拶いただきました国土交通省國場副大臣、また、斉藤鉄夫大臣には特段の配慮をいただきましたことに感謝を申し上げ、さらには、環境省をはじめ関係省庁の皆様の御苦勞にも重ねて感謝を申し上げます。

今回の改正に当たっては、奄美群島12市町村の意見等が全て盛り込まれていると感じているところであります。将来の奄美群島の姿への期待が振興策につながっていると感じております。目的の中に移住が盛り込まれ、二地域居住等の推進が期待はできるのではないかなと思います。基本理念には、多様化する需要に対するの対応、また沖縄との連携等がうたわれており、奄美群島振興の現場での責任を重く感じているところであります。

合計特殊出生率が低い首都圏では人口増の減少があり、地方では合計特殊出生率は高い傾向にありますが、人口減少には歯止めがかからない状況であり、首都圏とは異なる対策が必要であろうというふうに感じております。今回の法改正により、Uターンの確率が少しでも上がることを期待をし、日本のどこでも仕事ができる分野が広がることにより、定住等も期待ができます。

環境保全型農業を構築することにより、国内外への取引が可能となり、一次産業を目指すことを今目標としているところであります。

沖縄との連携につきましては、観光のみならず、お互いを補う一次産業、あるいは6次産業が可能となると期待をしております。

文化を伝承することにより、将来を担う子供たちがふるさとに誇りを持つことにより、グローバルな人材へと育つことも期待ができます。世界自然遺産に登録され、群島内の離島は国立公園を有しております。自然環境を保全・再生することによって、新たな分野での事業が期待できます。

教育は、将来の混沌とする世界情勢の中で、正しい世論、正しい世間体を構築し、会話・対話による平和を築き上げる能力を身につけることになると私は信じております。

今回の法改正は、新たな意味を持ち、新たな挑戦をいただいたと感謝申し上げます。奄美群島12市町村は、新時代を見据えた各種施策に取り組んでまいりたいと思います。

皆様の努力に報いるよう、厳しい視線でおのれを見つめ、一丸となって取り組むことをお誓いし、最後に皆様方に御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして安田奄美市長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【安田管理者】 こんにちは。奄美群島広域事務組合管理者の安田でございます。本日は、この会議にオブザーバーとして出席をさせていただきまして、また、発言の機会をいただき、ありがとうございます。

このたび、奄美群島の振興を力強く後押しする奄美群島振興開発特別措置法を、衆参両議院において全会一致で可決をいただきました。国会議員の皆様、そして、国土交通省はじめ関係省庁の皆様には深く感謝申し上げます。また、これもひとえに昨年度の審議会において取りまとめいただいた意見具申などを含め、審議会委員の皆様への奄美群島に対する御理解と御尽力の賜物であり、心から重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

ました。

また、今回お示しいただきました基本方針において、「奄美群島成長戦略ビジョン2033」の実現、奄美群島12市町村の取組を後押ししていただけるような内容になっておりまして、とても感謝いたしております。今後も、ビジョンの実現に向けて地元12市町村が一体となって、群島のさらなる発展に向け各種施策に主体的に取り組んでまいりますので、なお一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後に1点、奄美市長として付け加えさせていただきますが、以前、審議会で西委員から御意見いただきました、タレントのIMALUさんとの連携でございますけれども、IMALUさんが奄美市で二地域居住をされているということもありまして、今年度から本市の事業として、IMALUさんと一緒に、そして地元の若者たちと一緒に地域の課題について取り組んでいただき、それを積極的に情報発信していこうという事業を今予定をしているところでございます。しっかりとその様々な面の情報発信を含めて、これからも取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、藤井奄美基金理事長から、よろしくお願いいたします。

【藤井理事長】 奄美基金理事長の藤井でございます。4月1日付で新たに就任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

奄美基金につきましては、ここにいらっしゃる審議会の委員の皆様方をはじめ、国土交通省並びに関係省庁の皆様方に多大な御支援をいただいているところでございまして、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

それから今回の改正に際しまして、先ほど御説明がございましたように、奄美基金につきましても、新たな業務であるコンサルティングの業務の追加、それから、協調融資における融資限度額の引上げなど、当基金の経営改善に向けた法令等の改正等も行っていただいたところでございます。併せて深く感謝申し上げます。

今後につきましてですけれども、今日も大変貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。政策金融機関としてのセーフティーネット的な役割を意識しつつも、平成30年以降、5期連続赤字という状況もございますので、今回の改正されたツール等も十分活用しながら、職員一丸となりまして、経営改善、将来の黒字化に向けまして、専門家や自治体の皆様方の御協力をいただきながら、一丸となって取り組んでまいりたいと思いま

すので、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

【石塚会長】 どうもありがとうございました。

それでは最後に、本委員会の委員である西委員の任期が4月17日で通算10年というふうになりました。それで、このたび御退任するということになります。審議会で皆様にお会いするのは本日が最後の機会となりますので、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

では西委員、よろしくお願いいたします。

【西委員】 本来であれば、直接御挨拶を申し上げるべきところ、オンラインで失礼いたします。また、御挨拶の時間を頂戴し、ありがとうございます。

先ほど安田奄美市長からIMALUさんの報告もありまして、大変うれしく思いました。10年間の委員在任中に2度の法改正を経験いたしました。前はワーキンググループのメンバーとしても携わらせていただきましたが、今回、改正奄振法成立を見届けての退任となり、ほっとしております。

10年間の間に、奄美の世界自然遺産登録と奄美群島日本復帰70周年を経験させていただき、とてもいい時期に委員をさせていただいたと感謝しております。

また、この間、誰もが予想しなかった新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、審議会もやむなくオンライン開催となった時期もありましたが、奄美で進んでいた乱開発にブレーキがかかったこと、ワーケーションという新たな働き方改革が生まれたことで、奄美が注目されるきっかけになったことは、今後の移住促進にプラスに働くのではないかと期待しているところでございます。

2021年には、『人と国土21』という国土計画協会発行の雑誌に、審議会委員のメンバーとして寄稿する機会をいただきました。私は、もともとの職業が新聞記者、雑誌編集長でしたので、奄美群島広域事業組合が事業主体として行っている民間チャレンジ支援事業に応募してくる若者のユニークな発想に当初から関心を持っておりました。この事業を利用して、新たな取組をしている若者4人に現地在住の友人の協力を得て、直接話を伺い、この雑誌に記事として掲載させていただきましたが、予算が生きたお金として使われていることを自分の肌で実感することができたことも忘れられない思い出となりました。

10年間の長きにわたり国土交通省の皆様には大変お世話になりましたこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。奄美群島は、鹿児島県の宝です。委員としての任期は今回で終了いたしますが、石塚会長をはじめとして残られる委員の皆様へバトンを渡し、沖

縄との連携も明記された改正奄振法が最大限に活用され、島で暮らす人々と観光客が共に幸せになれる未来の奄美群島の実現を祈念し、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

【石塚会長】 西委員、どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。長時間にわたって、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【高橋課長補佐】 事務局でございます。委員の皆様、熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。閉会に当たりまして、国土交通省国土政策局長の黒田から御挨拶を申し上げます。

【黒田国土政策局長】 国土政策局長の黒田でございます。

本日は、法改正を踏まえました新たな基本方針案につきまして御審議をいただきました。御熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。貴重な御意見をいただきました委員の先生方、また、取りまとめいただきました石塚先生に本当に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回の法改正は、まさに5年前の法改正から5年間の奄美群島を取り巻く環境の変化を法律の中に落とし込むというような改正でございました。5年間というのは、長いようで短い期間でございまして、特に今回は、新型コロナウイルス感染症という大きな世界的な出来事もあって、そうしたことを踏まえたことを入れた改正であったというふうに思っております。

ただ、法改正ですので、全ての事柄を法律の中に落とし込むことはできないということで、今回、今日御議論いただきました基本方針、そうした中にしっかりと具体化をする必要があるということで、今日は御審議を賜ったわけでございます。

さらに今日御議論いただきまして、現場での御経験、様々な情報、またアップデートをしていただくようないろいろな御示唆をいただきましたので、この基本方針並びにこれから鹿児島県さんのほうで作っていただきます振興計画、また交付金の執行、また来年度予算要求というところでしっかりと反映させていただきたいと思っておりますので、引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、西先生におかれましては、長きにわたりまして御指導賜りましたことを改めまして

感謝申し上げます。ありがとうございました。

改めまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【高橋課長補佐】 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。

— 了 —